

## 前橋市建設工事等前払金取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、前橋市契約規則（平成2年前橋市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、前橋市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等（以下「工事等」という。）に係る前払金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(債務負担行為に係る前払金の支払)

第2条 債務負担行為に係る工事等の前払金の支払については、規則第38条（第52条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 建設工事 当該年度の出来高予定額の10分の4以内

(2) 測量、建設コンサルタント業務等 当該年度の出来高予定額の10分の3以内  
(中間前払金)

第3条 市が発注する建設工事で、この要領で定めるものについては、前払金に追加して中間前払金の支払を行うことができる。

(中間前払金の対象及び金額)

第4条 中間前払金の対象は、規則第38条第1項の規定に基づき前金払をすることができる建設工事のうち、当初設計金額が200万円以上、当初予定工期が90日以上であって、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施するべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 中間前払金の支払を行うことができる額は、請負代金額の10分の2以内の額とする。ただし、中間前払金の支払を行った後の前払金の合計額が、請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

第5条 中間前金払と部分払が共に設定されている場合においては選択するものとし、中間前金払・部分払選択届（様式第1号）により、受注者がいずれかを選択するものとする。

2 前項において中間前金払を選択した場合に、債務負担行為に係る契約にあつては、当該年度における出来高部分の額が予定額に達した際には、その年度の支払限度額の範囲内で部分払をすることができるものとする。

(中間前払金の認定)

第6条 中間前払金を受けようとする受注者は、請求に先立ち、中間前金払認定請求書

(様式第2号)により、第4条第1項各号に掲げる要件を満たしていることの認定を請求するものとする。

2 認定請求に係る調査について、別途確認済みの工事工程報告等をもとに、受注者から建設工事請負契約約款第11条に基づく履行報告書(中間前金払用)(様式第3号)を提出させ、これを確認することにより行うものとする。この場合において、工事工程報告等が提出されていないときは、併せて提出させることにより、適宜履行状況の確認を行うものとする。

3 認定の結果は、当該認定請求を受けた日から、原則として7日以内に中間前金払認定調書(様式第4号)により通知するものとする。ただし、当該認定に当たり受注者からの提出資料に不備又は遅滞があったとき、その他特別の事情があるときの認定期間については、この限りでない。

(前払金の端数処理)

第7条 前払金又は中間前払金(以下「前払金」という。)に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(前払金の請求)

第8条 前払金の支払を請求する者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と同条第5項に規定する保証契約を締結しなければならない。

2 前払金の支払を請求する者は、前項の保証契約を締結したときは、遅滞なく、前払金請求書又は中間前払金請求書(以下「前払金請求書」という。)に当該保証事業会社が発行した前払保証証書又は中間前払保証証書(以下「前払保証証書」という。)(正副2通)を添付して、市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による提出があったときは、当該工事担当課長がその内容を審査するものとする。

(前払金の支払)

第9条 市長は、前払金の請求を受けた日の翌日から起算して14日以内に、当該請求に係る前払金を支払うものとする。

2 前払金の支払は、前条第2項の前払保証証書に記載された預託金融機関に対する振込により行うものとする。

第10条 削除

(前払金の使途制限)

第11条 受注者は、前払金を工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充ててはならない。

(前払金の返還)

第12条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合、前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 受注者が前払金を前条に定められた経費以外の支払に充てたとき。

(2) 第8条第1項に定められた保証契約を解除したとき。

(3) 当該工事等の契約を解除したとき。

(遅延利息)

第13条 前条の規定により前払金を返還すべき者が、指定された期限までに返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。）を乗じて計算して得た額の遅延利息を併せて納付しなければならない。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）前橋市長

所在地  
受注者 商号又は名称  
代表者の氏名

### 中間前金払 ・ 部分払 選択届

中間前金払  
下記工事については、  
部分払

を選択します。

記

件 名	
履 行 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
請 負 代 金 額	円
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

発行責任者及び担当者

- ・ 発行責任者 (電話番号)
- ・ 担 当 者 (電話番号)

- (注) 1 中間前金払または部分払のどちらか一方を選択してください。  
2 契約締結後は、選択した支払方法の変更はできません。

様式第 2 号（第 6 条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">中 間 前 金 払 認 定 請 求 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">（宛先）前橋市長</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">所 在 地</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">受注者 商号又は名称</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">代表者の氏名</p> <p style="margin: 10px 0;">下記工事について、中間前払金の支払を請求したいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">記</p>		
件 名		
履行場所		
履行期間	着 工	年 月 日
	完 成	年 月 日
請負代金額	円	
適 要	履行期間の 2 分の 1 を経過した日 年 月 日 添付書類 ・ 履行報告書（中間前金払用） ・ 工事工程報告	

発行責任者及び担当者 ・ 発行責任者 (電話番号) ・ 担 当 者 (電話番号)
--

注 1 履行期間の 2 分の 1 を経過した日については、債務負担行為に係る契約では、当該年度の工事実施期間の 2 分の 1 を経過した日を記入する。  
 2 工事工程報告について別途提出している場合は添付不要とする。

履 行 報 告 書（中間前金払用）							
（宛先）前橋市長			年 月 日				
所在地 受注者 商号又は名称 代表者の氏名							
本書のとおり請負工事の履行状況を報告します。							
件 名							
履 行 場 所							
履 行 期 間	着工	年 月 日					
	完成	年 月 日					
履行期間の2分の1を経過した日	年 月 日						
請 負 代 金 額	円						
工 種	構成比	実施工程	出来高金額	工期の1/2を経過する日の工程表の状況			担当課 確認欄
				工期の1/2を経過する日までに実施すべき作業の状況			
	%	%	円	工期終了 済・未	工期中 済・未	工期未到来	確認済
	%	%	円	工期終了 済・未	工期中 済・未	工期未到来	確認済
	%	%	円	工期終了 済・未	工期中 済・未	工期未到来	確認済
	%	%	円	工期終了 済・未	工期中 済・未	工期未到来	確認済
小 計	100.0%	%	円	実施工程計50%以上			確認済
消費税及び地方消費税額			円				
合 計 金 額			円	出来高金額計が請負代金額の1/2以上			確認済

発行責任者及び担当者 ・発行責任者 ・担当者	（電話番号） （電話番号）
------------------------------	------------------

注1 「構成比」は直接工事費に占める各工種の工事費の割合を、「実施工程」は各工種の工事費に占める、本報告書提出時点で既に行われた作業に要した経費の割合を、「出来高金額」は工事価格（請負代金額から消費税及び地方消費税額を控除した金額）に占める構成比相当額に実施工程率を乗じたものにより算出し、それぞれ記入すること。なお、記入については、契約時に提出した工程表等に基づき作成すること。

2 実施工程計は50%以上、出来高金額計は請負代金額の2分の1以上であること。

3 「履行期間の1/2を経過する日の工程表の状況」は、履行期間の1/2を経過する時点での各工種の工程表における履行期間の状況について、履行期間終了、履行期間中、履行期間未到来のいずれか正しいものを○で囲む。「履行期間の1/2を経過する日までに実施すべき作業の状況」は、「履行期間終了」、「履行期間中」を○で囲んだ場合について、「履行期間終了」の場合は、当該工種の全作業が行われていれば「済」を、「履行期間中」の場合は、本報告書提出時点において、履行期間の1/2を経過する時点までで行うべき当該工種の作業の全てが行われていれば「済」を○で囲む。

4 「担当課確認欄」については、記載しない。

様式第4号（第6条関係）

中間前金払認定調書

年 月 日

様

前橋市長

印

下記工事について、その進捗を調査したところ、中間前払金を支払うことができる要件を具備していることを認定します。

記

件名		
履行場所		
履行期間	着工	年 月 日
	完成	年 月 日
請負代金額	円	
摘要		